

海老名市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査（工事監査）の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月19日

海老名市監査委員

雨宮徳明



海老名市監査委員

清水昭



海老名市監査委員

宇田川希



工事監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

2 監査の対象

令和 4 年 10 月以降に契約を締結し、工事完了時期が令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までのもののうちから次の工事を監査対象とした。

(仮称)上郷河原口線道路新設工事(道路部)

担当部署：まちづくり部 道路整備課

財 務 部 契約検査課

3 監査実施方法

(1) 工事監査実施日 令和 5 年 12 月 1 日(金)

(2) 監査実施方法

監査委員が工事技術面などの専門的知識を有する技術士とともに、関係部局職員の事情聴取を行い、工事の設計及び施工等が法令に準拠し、適正かつ効果的に執行されているか否かを主眼として、工事関係書類及び工事現場の監査を実施した。

4 監査対象工事の概要

(1) 工事目的

本事業は「海老名市道路交通マスタープラン」の地区幹線道路に位置づけられた路線であり、鉄道による地域分断と駅周辺道路の混雑を解消し、住環境の向上と、海老名駅周辺の東西を一体とした、まちの発展を目指し、計画された道路である。

(2) 工事概要

ア 工事件名 (仮称)上郷河原口線道路新設工事(道路部)

イ 工事場所 海老名市上郷地内

ウ 契約工期 令和 5 年 8 月 9 日～令和 6 年 2 月 28 日

エ 契約金額 74,272,000 円(消費税を含む)

オ 施工業者 関東緑地土木株式会社 代表取締役 木内 修
神奈川県海老名市杉久保二丁目 10 番 30 号

カ 進捗率 計画 59%・実施 30%(令和 5 年 11 月末日現在)

キ 概 要 工事延長 L=120.0m、計画幅員 W=16～25.0m

・撤去工 1 式

・土工 1 式

・擁壁工 1 式

- (小型擁壁)
- (プレキャスト L 型擁壁)
- ・排水工 1 式
 - (都市型側溝工 300)
 - (都市型側溝管理柵工 300)
 - (街渠柵 400)
 - (L 型側溝工)
 - (横断暗渠工)
- ・舗装工 1 式
 - (下層路盤工(RC40) 30cm)
 - (上層路盤工(RC40) 25cm)
 - (基層 (再生粗粒度) 5cm)
- ・付帯工 1 式
- ・電気設備工 1 式
- ・仮設工 1 式

5 監査の結果

監査の結果、計画、積算、入札及び契約事務並びに工事監理、施工管理及び安全管理については、法令、基準等に準拠して適正に行われていた。

なお、工事現場調査において、施工上留意すべき事項のうち簡易なものについては、口頭で伝達した。

6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、今後の適正な工事施工に資するため、監査人が監査対象課に伝えた意見は次のとおりである。

- ・立体交差計画では、歩行者・自転車動線計画に工夫がみられるが、勾配等を鑑みると自転車の速度が出やすい。歩行者・自転車の区分けや路面標示での注意喚起等の安全対策をきちんと行ってほしい。
- ・駅間エリアでの災害（水没等）対応をしっかりやってほしい。
- ・工事の進捗状況は遅れ気味であると思われるが、リカバリー可能であると判断している。安全面に配慮して工期内の完成を期待する。また、業務調整は極めて重要である。綿密な調整を願いたい。